

条 例

「千曲坂城消防組合職員定数条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和4年 2月28日

千曲坂城消防組合 管理者 小川 修 一

千曲坂城消防組合条例第1号

千曲坂城消防組合職員定数条例の一部を改正する条例

千曲坂城消防組合職員定数条例（昭和 45 年千曲坂城消防組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「職員」の次に「及び他の地方公共団体に派遣されている職員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。